

# 草加市放射線対策基本方針

平成24年4月1日策定

平成27年4月1日改定

平成29年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定

## 《目次》

### 第1章 目的

### 第2章 基本方針

- 1 放射線対策にかかる市の基本方針
- 2 具体的な対策の方針

### 第3章 対策内容

- 1 空間放射線量の測定について
- 2 放射性物質検査について
- 3 放射線量の低減策
- 4 モニタリング
- 5 放射線測定機器の貸出し
- 6 本方針に基づく情報提供

### 第4章 協力体制と要望活動

- 5市1町の連携（埼玉県東南部地域放射線対策協議会）について

### 第5章 震災がれきの受入れに対する市の考え方

### 第6章 方針の見直し

## 第1章 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響は長期化することが避けられず、多くの市民の間に放射線に対する不安が広がっています。

「草加市放射線対策基本方針」（以下「方針」といいます。）は、こうした状況を受け、市民の健康と安全に配慮し、放射線対策の計画的な取組を進めるために定めるものです。

本方針は、国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日環境省、以下「放射性物質汚染対処特措法」といいます。）及び「除染関係ガイドライン」（平成23年12月14日環境省）を踏まえ、作成しました。

## 第2章 基本方針

### 1 放射線対策にかかるとする市の基本方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の影響により、放射線に関する市民の不安に対し、総合的な対策を講じるため、草加市放射線対策会議（以下「対策会議」といいます。）を平成23年10月7日に設置しました。

対策会議では次のように基本方針を定めています。

- 特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもたちの健康を重視する観点から「子どもたちへの対策を優先」とします。
- このため、まずは子どもたちの日常的な活動場所である小・中学校、保育園、公園、グラウンド等公共施設の放射線量を把握、必要に応じた放射線量の低減策に重点的に取り組みます。
- 水道水の放射性物質検査を実施し、市民の健康と安全を確保します。

### 2 具体的な対策の方針

#### (1) 空間放射線量における方針

小・中学校、保育園等を始めとする公共施設等の、自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」といいます。）が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。具体的には、当面の間、地表5cmの高さにおいて毎時1マイクロシーベルト、又は地上100cm（1m）の高さにおいて毎時0.23マイクロシーベルトを放射線量の低減策の目安とします。この目安以上の値を検出した地点については、速やかに低減策を実施します。

(2) 水道水に対する方針

水道水については、本市において厚生労働省の定める基準を超えた放射性物質は検出されておりませんが、引き続き検査を実施します。

## 第3章 対策内容

### 1 空間放射線量の測定について

(1) 公共施設等の空間放射線量測定

公園、グラウンド等の公共施設等については、空間放射線量の測定を定期的に行い監視します。

(2) 定点測定

定点測定地点として、市役所本庁舎西棟前で空間放射線量を測定し、測定値の変化を監視していきます。測定値が高くなった場合は、必要に応じ、注意喚起等の対応を図ります。

(3) 公共施設等放射線量詳細測定

文部科学省の航空機モニタリングの測定結果及び市測定による空間放射線量の測定結果から、草加市全域の面的な安全性は確認されています。しかしながら、局所的に周辺より高い放射線量を示す箇所がある場合には、「周辺より放射線量の比較的高い箇所への対応方針」（草加市）に基づき、放射線の影響を受けやすい子どもたちの日常的な場所である保育園、小・中学校、公園、グラウンド等、広場、通学路等について詳細測定を行います。

### 2 放射性物質検査について

水道水の放射性物質検査

市の水道水は、85%が埼玉県企業局からの水です。残り15%が草加市の地下水(深井戸水)となっています。埼玉県では全ての県営浄水場の水の放射性物質について定期的に検査しています。草加市の地下水については、厚生労働省からの通知に基づき検査を実施します。

### 3 放射線量の低減策

空間放射線量

局所的に目安を超える高い放射線量を示す箇所が確認された場合、「周辺より放射線量の比較的高い箇所への対応方針」（草加市）に基づき、放射線量の低減策を行います。

#### 4 モニタリング

除染土壌の仮置き場については、継続的なモニタリングを実施します。

#### 5 放射線測定機器の貸出し

「草加市放射線測定機器貸出要綱」に基づき、市民が自宅付近を中心とする身近な場所の放射線量を把握するため、20歳以上の市内在住者及び市内に事業所を有する事業者を対象に、空間放射線量を測定できる簡易型放射線測定機器の貸出しを行います。

#### 6 本方針に基づく情報提供

本方針に基づく測定結果等については、広報そうか、市ホームページへ掲載し、市役所での定点測定値については、草加お知らせメールをご登録いただいた方にメールでお知らせします。

また、放射線に対する市民の理解を深めていただくため、基礎知識や低減策等の情報を提供します。

### 第4章 協力体制と要望活動

#### 5市1町の連携（埼玉県東南部地域放射線対策協議会）について

5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）で構成する埼玉県東南部地域放射線対策協議会において近隣自治体と情報交換を行い、放射線対策について検討を重ねていきます。

### 第5章 震災がれきの受入れに対する市の考え方

草加市で発生する可燃ごみは、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町とともに、5市1町で構成する東埼玉資源環境組合で焼却処理を行っているため、草加市独自で運営する焼却施設や、焼却後の灰を埋め立てる処分地を有しておりません。そのため、「焼却を前提としたがれき」を受け入れることはできず、現在本市が直接協力できるのは、草加市リサイクルセンター内での「不燃がれき」の破碎処理のみとなるのが現状です。

「震災がれき」の受入れに対する市の考え方としては、国や県が「がれき」の安全性について保証することを前提として、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携を図りながら前向きな対応を図ってまいります。また、実際に不燃物や家電製品などの可燃処理を要さない「不燃がれき」の受入れ要請があった場合には、市民の皆様の安全・

安心を優先しつつ、十分にご理解をいただきますよう丁寧な説明を行いながら、受入れに努めてまいります。

## 第6章 方針の見直し

本方針については、今後の調査結果、放射線量の低減策等の措置の効果、国の基準見直し、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しするものとします。

### 【問合せ窓口】

問合せの内容	担当部署	電話番号
放射線量等の測定全般に関すること	環境課	048-922-1520
学校の放射線量測定に関すること	学校施設課	048-922-2643
保育園の放射線量測定に関すること	保育課	048-922-1491
水道水の放射性物質検査に関すること	水道総務課	048-925-3132
廃棄物（ごみ）の放射性物質検査、震災がれきの受け入れに関すること	廃棄物資源課	048-931-3972